



兵庫労働局発表  
平成25年11月19日

職業安定部職業対策課

課長 甲斐芳久

課長補佐 武田操

障害者雇用担当官 尾崎郁子

電話 078 (367) 0810

FAX 078 (367) 3853

## 平成25年「障害者雇用状況」の集計結果

兵庫労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成25年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されています。

（民間企業の場合は1.8%→2.0%）

### 【集計結果の主なポイント】

- 民間企業に雇用されている障害者の数は12,072.5人となり、前年に比べ5.9%（675.0人）増加した。  
（全国では7.0%（26,584.0人）の増加）
- 実雇用率は、前年に比べ0.05ポイント上昇し、1.84%となった。  
（全国では0.07ポイント上昇し、1.76%）
- 法定雇用率達成企業の割合は、前年に比べ6.6ポイント低下し、47.4%であった。  
（全国では4.1ポイント低下し、42.7%）

このような状況から、兵庫労働局としては、以下の点に取り組んでまいります。

- ・ 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導（5ページ参照）を厳正に実施するとともに、福祉・教育・医療等関係機関との連携による「チーム支援」により、就職の準備前から職場定着までの一貫した支援を推進してまいります。
- ・ 公的機関については、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関については労働局において強力に指導を行ってまいります。

## 1 民間企業における雇用状況

### (1) 民間企業

#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は12,072.5人で、前年より5.9%（675.0人）増加した。

このうち、身体障害者は8,538.0人（対前年比3.6%増）、知的障害者は3,106.0人（同9.6%増）、精神障害者は428.5人（同32.7%増）となり、いずれも前年より増加、特に精神障害者の伸び率が大きい。

実雇用率は、1.84%（前年は1.79%）、法定雇用率達成企業の割合は、47.4%（前年は54.0%：56人以上規模の企業が報告の対象）であった。

[6ページ 1 (1) 概況]

#### ○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、従前から報告対象であったすべての規模の区分で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.84%）と比較すると、1,000人以上規模企業（1.96%）、500～1,000人未満規模企業（1.88%）については上回ったが、500人未満の規模企業についてはいずれの規模の区分も下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、従前から報告対象であった規模の区分のうち、56～100人未満規模企業（48.4%）については前年より上昇したが、他の規模の区分については前年より低下した。

今年から新たに報告対象となった50～56人未満規模企業の状況は、実雇用率1.75%、法定雇用率達成企業の割合は35.4%であった。

[7ページ 1 (2) 企業規模別の雇用状況]

#### ○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数について、増加した産業は、「建設業」「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」「複合サービス事業」であった。

減少した産業は、「農業、林業、漁業」「情報通信業」「金融業、保険業」

「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業」であった。

実雇用率は、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.54%)、「サービス業」(2.42%)、「医療、福祉」(2.04%)で法定雇用率を上回った。

[8～11ページ 1 (3) 産業別の雇用状況]

#### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

平成25年の法定雇用率未達成企業は1,585社で、そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、67.9%を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、59.4%となっている。

[12ページ 1 (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数]

#### (2) 独立行政法人等

独立行政法人等(法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は、160.0人、実雇用率は2.47%であり、10機関中9機関が達成している。

[6ページ 1 (1) 概況]

[13ページ 1 (5) 法定雇用率2.3%が適用される独立行政法人等における詳細状況]

## 2 地方公共団体における在職状況

### (1) 県・市町の機関(法定雇用率2.3%)

兵庫県及び市町の機関に在職している障害者の数は1354.5人であり、実雇用率は2.61%と前年に比べ0.11ポイント上昇している。(84機関のうち83機関が達成。

未達成の1機関については労働局による指導の結果達成となり、現時点で全機関達成となっている。)

[14ページ 2 (1) 概況]

[15～18ページ 2 (2) 法定雇用率2.3%が適用される県・市町の機関における詳細状況]

### (2) 兵庫県教育委員会等(法定雇用率2.2%)

法定雇用率2.2%が適用される兵庫県及び市の教育委員会に在職している障害者の数は629.0人であり、実雇用率は2.07%と前年に比べ0.03ポイント上昇している。

[14ページ 2 (1) 概況]

[19ページ 2 (3) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会における詳細状況]

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |       |   |                     |       |
|---------------|-------|---|---------------------|-------|
| ○ 民間企業        | ..... | { | 一般の民間企業 .....       | 2. 0% |
|               |       |   | (50人以上規模の企業)        |       |
|               |       |   | 特殊法人等 .....         | 2. 3% |
|               |       |   | {                   |       |
|               |       |   | 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 |       |
|               |       |   | 独立行政法人、国立大学法人等      |       |
|               |       |   | }                   |       |
| ○ 国、地方公共団体    | ..... |   | 2. 3%               |       |
|               |       |   | (43.5人以上規模の機関)      |       |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | ..... |   | 2. 2%               |       |
|               |       |   | (45.5人以上規模の機関)      |       |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

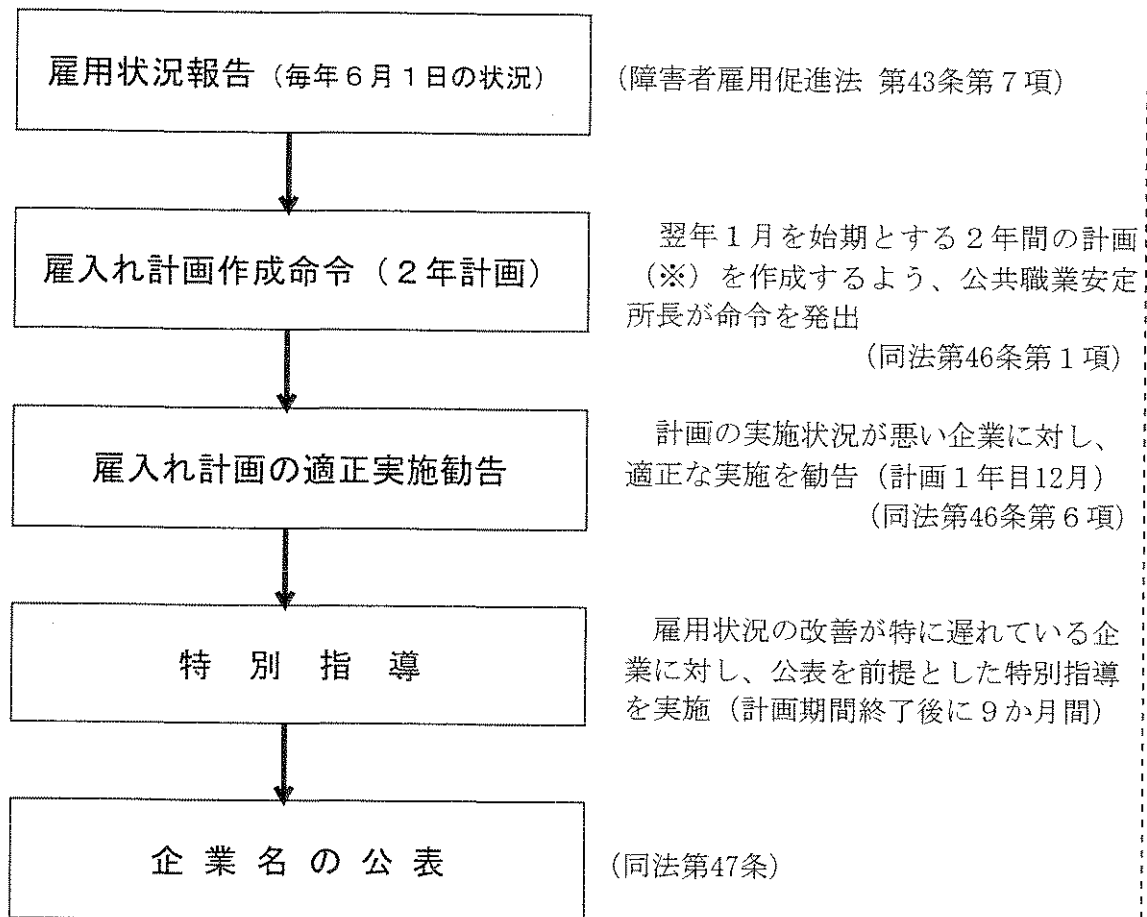
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成24年度の実績
  - \* 「雇入れ計画作成命令」の発出 221社
  - \* 雇入れ計画の「適正実施勧告」 252社
  - \* 「特別指導」の実施 49社
- 雇入れ計画を実施中の企業 785社 (24年度)
- 企業名の公表
  - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
  - 18年度 2社、19年度 3社 (うち1社は再公表)、20年度 4社、
  - 21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)
  - 23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

# 障害者雇用状況(全国・兵庫県)

(平成25年6月1日現在)

兵庫労働局職業安定部職業対策課

## 1 民間企業における雇用状況

### (1) 概況

#### ① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	障害者数	実雇用率	
民間企業 [2.0%]	企業 85,314 (76,308)	人 23,213,401.0 (22,577,527.0)	人 408,947.5 (382,363.5)	% 1.76 (1.69)	% 42.7 (46.8)	企業 3,011 (2,698)	人 657,702.0 (638,360.0)	人 12,072.5 (11,397.5)	% 1.84 (1.79)	% 47.4 (54.0)
独立行政 法人等 [2.3%]	法人 318 (305)	人 369,292.0 (359,343.5)	人 8,369.0 (7,647.0)	% 2.27 (2.13)	% 67.0 (74.4)	法人 10 (8)	人 6,473.0 (5,557.0)	人 160.0 (102.5)	% 2.47 (1.84)	% 90.0 (62.5)

(全国数値の資料出所 厚生労働省職業安定局 (以下同じ))

注 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ( )内は平成24年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### ② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
民間企業 [2.0%]	人 408,947.5 (382,363.5)	人 303,798.5 (291,013.5)	人 82,930.5 (74,743.0)	人 22,218.5 (16,607.0)	人 12,072.5 (11,397.5)	人 8,538.0 (8,241.5)	人 3,106.0 (2,833.0)	人 428.5 (323.0)
独立行政 法人等 [2.3%]	人 8,369.0 (7,647.0)	人 6,737.5 (6,343.5)	人 920.5 (776.0)	人 711.0 (527.5)	人 160.0 (102.5)	人 81.0 (51.5)	人 75.0 (51.0)	人 4.0 (0.0)

注 1 「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

2 ( )内は平成24年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## (2) 企業規模別の雇用状況

## ① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	
規模計	企業 85,314 (76,308)	人 23,213,401.0 (22,577,527.0)	人 408,947.5 (382,363.5)	% 1.76 (1.69)	% 42.7 (46.8)	企業 3,011 (2,698)	人 657,702.0 (638,360.0)	人 12,072.5 (11,397.5)	% 1.84 (1.79)	% 47.4 (54.0)
50～ 56人未満	企業 5,470 ( )	人 288,097.0 ( )	人 4,488.5 ( )	% 1.56 ( )	% 34.5 ( )	企業 229 ( )	人 12,014.5 ( )	人 210.5 ( )	% 1.75 ( )	% 35.4 ( )
56～ 100人未満	企業 32,603 (29,599)	人 2,367,396.0 (2,186,941.0)	人 32,921.5 (30,297.5)	% 1.39 (1.39)	% 44.5 (43.7)	企業 1,149 (1,082)	人 83,730.0 (79,753.5)	人 1,386.0 (1,309.5)	% 1.66 (1.64)	% 48.4 (48.3)
100～ 300人未満	企業 33,497 (33,003)	人 5,156,348.0 (5,094,595.0)	人 78,157.5 (73,422.5)	% 1.52 (1.44)	% 43.5 (48.5)	企業 1,186 (1,182)	人 179,968.0 (181,201.5)	人 3,268.0 (3,252.5)	% 1.82 (1.79)	% 50.5 (59.1)
300～ 500人未満	企業 6,385 (6,436)	人 2,272,784.5 (2,292,805.5)	人 38,773.5 (37,396.0)	% 1.71 (1.63)	% 39.7 (46.8)	企業 223 (211)	人 79,271.0 (74,502.0)	人 1,350.0 (1,264.0)	% 1.70 (1.70)	% 43.0 (50.2)
500～ 1000人未満	企業 4,274 (4,190)	人 2,757,609.0 (2,709,840.5)	人 48,791.5 (46,055.0)	% 1.77 (1.70)	% 37.6 (47.1)	企業 147 (142)	人 95,644.0 (92,060.0)	人 1,798.5 (1,665.0)	% 1.88 (1.81)	% 40.8 (57.0)
1,000人以上	企業 3,085 (3,080)	人 10,371,166.5 (10,293,345.0)	人 205,815.0 (195,192.5)	% 1.98 (1.90)	% 41.7 (57.5)	企業 77 (81)	人 207,074.5 (210,843.0)	人 4,059.5 (3,906.5)	% 1.96 (1.85)	% 44.2 (59.3)

注 1 (1) ①と同じ

## ② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
規模計	408,947.5 (382,363.5)	303,798.5 (291,013.5)	82,930.5 (74,743.0)	22,218.5 (16,607.0)	12,072.5 (11,397.5)	8,538.0 (8,241.5)	3,106.0 (2,833.0)	428.5 (323.0)
50～ 56人未満	4,488.5 ( )	2,752.0 ( )	1,411.5 ( )	325.0 ( )	210.5 ( )	155.5 ( )	50.0 ( )	5.0 ( )
56～ 100人未満	32,921.5 (30,297.5)	22,424.0 (20,278.0)	8,897.5 (8,780.5)	1,600.0 (1,239.0)	1,386.0 (1,309.5)	876.0 (819.0)	467.5 (459.0)	42.5 (31.5)
100～ 300人未満	78,157.5 (73,422.5)	57,027.5 (54,642.5)	16,952.0 (15,691.0)	4,178.0 (3,089.0)	3,268.0 (3,252.5)	2,194.0 (2,215.5)	994.5 (966.0)	79.5 (71.0)
300～ 500人未満	38,773.5 (37,396.0)	28,897.5 (28,434.0)	7,682.5 (7,234.5)	2,193.5 (1,727.5)	1,350.0 (1,264.0)	976.5 (933.0)	330.5 (300.0)	43.0 (31.0)
500～ 1000人未満	48,791.5 (46,055.0)	37,312.5 (36,095.0)	8,773.5 (7,958.0)	2,705.5 (2,002.0)	1,798.5 (1,665.0)	1,362.0 (1,308.0)	368.5 (304.0)	68.0 (53.0)
1,000人以上	205,815.0 (195,192.5)	155,385.0 (151,564.0)	39,213.5 (35,079.0)	11,216.5 (8,549.5)	4,059.5 (3,906.5)	2,974.0 (2,966.0)	895.0 (804.0)	190.5 (136.5)

注 1 (1) ②と同じ

## (3) 産業別の雇用状況

## ① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	障害者数	実雇用率	
企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%	
産業計	85,314 (76,308)	23,213,401.0 (22,577,527.0)	408,947.5 (382,363.5)	1.76 (1.69)	42.7 (46.8)	3,011 (2,698)	657,702.0 (638,360.0)	12,072.5 (11,397.5)	1.84 (1.79)	47.4 (54.0)
農業、林業、漁業	287 (217)	31,759.5 (27,181.0)	580.5 (468.0)	1.83 (1.72)	51.9 (56.2)	11 (7)	1,179.5 (984.0)	18.0 (21.0)	1.53 (2.13)	36.4 (85.7)
鉱業、採石業、 砂利採取業	55 (42)	9,050.0 (8,431.0)	154.0 (124.5)	1.70 (1.48)	50.9 (57.1)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)
建設業	3,056 (2,576)	642,390.5 (615,500.0)	10,137.0 (9,351.0)	1.58 (1.52)	43.1 (47.3)	86 (74)	9,335.5 (8,447.0)	142.0 (124.0)	1.52 (1.47)	53.5 (66.2)
製造業	22,501 (20,538)	6,623,557.5 (6,597,765.5)	123,015.5 (119,118.5)	1.86 (1.81)	50.6 (55.4)	979 (883)	250,534.5 (249,466.0)	4,707.5 (4,536.5)	1.88 (1.82)	54.6 (60.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	225 (193)	220,266.5 (219,326.5)	4,261.0 (4,107.0)	1.93 (1.87)	40.9 (49.7)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)
情報通信業	4,200 (3,683)	1,314,825.5 (1,251,975.0)	19,437.0 (17,815.5)	1.48 (1.42)	22.1 (27.1)	44 (38)	9,636.0 (10,360.5)	137.5 (147.0)	1.43 (1.42)	22.7 (31.6)
運輸業、郵便業	6,172 (5,514)	1,445,952.5 (1,407,254.0)	26,378.5 (24,448.0)	1.82 (1.74)	47.9 (51.2)	239 (215)	38,078.0 (36,588.5)	646.5 (594.0)	1.70 (1.62)	47.7 (55.3)
卸売業、小売業	14,125 (12,789)	3,974,103.5 (3,843,701.5)	62,019.5 (56,753.5)	1.56 (1.48)	31.8 (36.0)	416 (381)	123,215.5 (119,139.5)	1,999.0 (1,830.0)	1.62 (1.54)	33.4 (39.4)
金融業、保険業	1,337 (1,264)	1,148,971.0 (1,192,784.5)	21,022.0 (20,958.5)	1.83 (1.76)	33.6 (41.7)	26 (24)	13,178.5 (13,205.0)	195.0 (201.5)	1.48 (1.53)	15.4 (33.3)
不動産業、物品 賃貸業	1,437 (1,243)	357,461.0 (346,464.5)	5,128.0 (4,814.5)	1.43 (1.39)	29.9 (33.7)	39 (36)	5,519.0 (5,385.5)	70.0 (59.0)	1.27 (1.10)	30.8 (41.7)
学術研究、専門・ 技術サービス業	2,230 (1,944)	686,214.5 (562,817.0)	11,056.5 (8,429.0)	1.61 (1.50)	29.8 (34.3)	76 (59)	18,993.0 (18,259.0)	322.5 (278.5)	1.70 (1.53)	39.5 (49.2)
宿泊業、飲食 サービス業	2,529 (2,264)	712,280.5 (668,552.5)	11,939.0 (10,558.0)	1.68 (1.58)	38.8 (40.9)	85 (69)	17,364.5 (15,309.5)	259.5 (215.5)	1.49 (1.41)	35.3 (42.0)
生活関連サービス 業、娯楽業	2,727 (2,428)	513,764.5 (561,055.0)	10,197.5 (10,880.0)	1.98 (1.94)	35.9 (38.6)	103 (91)	13,836.0 (13,282.5)	351.5 (360.5)	2.54 (2.71)	35.0 (44.0)
教育、学習支援業	1,785 (1,618)	408,149.5 (390,274.5)	5,901.5 (5,543.0)	1.45 (1.42)	36.3 (41.5)	79 (73)	14,756.5 (14,673.5)	189.5 (189.5)	1.28 (1.29)	39.2 (41.1)
医療、福祉	13,564 (11,880)	2,371,611.0 (2,190,148.0)	48,709.5 (43,402.5)	2.05 (1.98)	53.7 (56.7)	563 (500)	87,611.0 (79,960.5)	1,784.5 (1,593.0)	2.04 (1.99)	56.5 (58.8)
複合サービス事業	931 (887)	300,024.0 (299,439.5)	4,893.0 (4,767.0)	1.63 (1.59)	41.6 (49.2)	22 (21)	8,957.5 (9,015.0)	148.0 (139.0)	1.65 (1.54)	36.4 (47.6)
サービス業	8,153 (7,228)	2,453,019.5 (2,394,857.0)	44,117.5 (40,825.0)	1.80 (1.70)	39.7 (43.0)	243 (227)	45,507.0 (44,284.0)	1,101.5 (1,108.5)	2.42 (2.50)	44.9 (55.9)

注 1 (1) ①と同じ



② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
産業計	408,947.5 ( 382,363.5 )	303,798.5 ( 291,013.5 )	82,930.5 ( 74,743.0 )	22,218.5 ( 16,607.0 )	12,072.5 ( 11,397.5 )	8,538.0 ( 8,241.5 )	3,106.0 ( 2,833.0 )	428.5 ( 323.0 )
農業、林業、漁業	580.5 ( 468.0 )	346.0 ( 286.0 )	213.0 ( 165.0 )	21.5 ( 17.0 )	18.0 ( 21.0 )	11.0 ( 16.0 )	6.0 ( 4.0 )	1.0 ( 1.0 )
鉱業、採石業、 砂利採取業	154.0 ( 124.5 )	145.5 ( 123.5 )	7.5 ( 1.0 )	1.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
建設業	10,137.0 ( 9,351.0 )	9,418.5 ( 8,774.0 )	392.5 ( 315.5 )	326.0 ( 261.5 )	142.0 ( 124.0 )	129.5 ( 115.0 )	9.5 ( 6.0 )	3.0 ( 3.0 )
製造業	123,015.5 ( 119,118.5 )	95,012.0 ( 93,924.0 )	23,885.0 ( 21,997.0 )	4,118.5 ( 3,197.5 )	4,707.5 ( 4,536.5 )	3,541.0 ( 3,504.0 )	1,025.0 ( 916.0 )	141.5 ( 116.5 )
電気・ガス・熱供 給・水道業	4,261.0 ( 4,107.0 )	3,948.0 ( 3,824.0 )	202.0 ( 201.5 )	111.0 ( 81.5 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
情報通信業	19,437.0 ( 17,815.5 )	17,162.5 ( 15,931.0 )	835.0 ( 823.5 )	1,439.5 ( 1,061.0 )	137.5 ( 147.0 )	133.5 ( 142.0 )	1.0 ( 2.0 )	3.0 ( 3.0 )
運輸業、郵便業	26,378.5 ( 24,448.0 )	20,972.5 ( 19,791.5 )	4,198.0 ( 3,752.5 )	1,208.0 ( 904.0 )	646.5 ( 594.0 )	564.5 ( 520.0 )	58.5 ( 51.0 )	23.5 ( 23.0 )
卸売業・小売業	62,019.5 ( 56,753.5 )	40,772.5 ( 38,373.0 )	16,756.5 ( 15,065.5 )	4,490.5 ( 3,315.0 )	1,999.0 ( 1,830.0 )	1,348.5 ( 1,260.0 )	554.5 ( 518.5 )	96.0 ( 51.5 )
金融業、保険業	21,022.0 ( 20,958.5 )	19,681.0 ( 19,946.0 )	674.0 ( 558.5 )	667.0 ( 454.0 )	195.0 ( 201.5 )	188.0 ( 196.5 )	4.0 ( 3.0 )	3.0 ( 2.0 )
不動産業、物品 賃貸業	5,128.0 ( 4,814.5 )	4,026.5 ( 3,858.5 )	788.5 ( 715.5 )	313.0 ( 240.5 )	70.0 ( 59.0 )	54.0 ( 52.0 )	13.0 ( 5.5 )	3.0 ( 1.5 )
学術研究、専門・ 技術サービス業	11,056.5 ( 8,429.0 )	8,695.0 ( 7,058.0 )	1,762.5 ( 1,026.5 )	599.0 ( 344.5 )	322.5 ( 278.5 )	240.5 ( 214.0 )	69.5 ( 56.5 )	12.5 ( 8.0 )
宿泊業、飲食 サービス業	11,939.0 ( 10,558.0 )	5,749.5 ( 5,443.5 )	5,399.5 ( 4,522.0 )	790.0 ( 592.5 )	259.5 ( 215.5 )	135.0 ( 125.0 )	109.5 ( 82.0 )	15.0 ( 8.5 )
生活関連サービス 業、娯楽業	10,197.5 ( 10,880.0 )	5,159.0 ( 5,562.5 )	4,344.5 ( 4,733.5 )	694.0 ( 584.0 )	351.5 ( 360.5 )	141.5 ( 153.0 )	202.0 ( 201.5 )	8.0 ( 6.0 )
教育、学習支援業	5,901.5 ( 5,543.0 )	5,127.0 ( 4,923.5 )	497.0 ( 441.0 )	277.5 ( 178.5 )	189.5 ( 189.5 )	185.5 ( 183.5 )	0.0 ( 2.0 )	4.0 ( 4.0 )
医療、福祉	48,709.5 ( 43,402.5 )	32,368.0 ( 29,499.5 )	12,931.5 ( 11,393.5 )	3,410.0 ( 2,509.5 )	1,784.5 ( 1,593.0 )	1,105.5 ( 981.5 )	598.0 ( 543.5 )	81.0 ( 68.0 )
複合サービス事業	4,893.0 ( 4,767.0 )	3,976.5 ( 3,947.5 )	695.5 ( 642.0 )	221.0 ( 177.5 )	148.0 ( 139.0 )	115.0 ( 118.0 )	31.0 ( 21.0 )	2.0 ( 0.0 )
サービス業	44,117.5 ( 40,825.0 )	31,238.5 ( 29,747.5 )	9,348.0 ( 8,389.0 )	3,531.0 ( 2,688.5 )	1,101.5 ( 1,108.5 )	645.0 ( 661.0 )	424.5 ( 420.5 )	32.0 ( 27.0 )

注 1(1)②と同じ

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	全 国					兵 庫				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率	
企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%	
製造業計	22,501 ( 20,538 )	6,623,557.5 ( 6,597,765.5 )	123,015.5 ( 119,118.5 )	1.86 ( 1.81 )	50.6 ( 55.4 )	979 ( 883 )	250,534.5 ( 249,466.0 )	4,707.5 ( 4,536.5 )	1.88 ( 1.82 )	54.6 ( 60.9 )
食料品・たばこ	3,628 ( 3,323 )	878,247.5 ( 860,784.5 )	17,787.0 ( 16,813.0 )	2.03 ( 1.95 )	58.9 ( 62.7 )	162 ( 143 )	48,352.0 ( 46,648.5 )	892.0 ( 862.5 )	1.84 ( 1.85 )	54.3 ( 67.1 )
繊維工業	921 ( 822 )	155,328.0 ( 147,586.0 )	3,172.0 ( 2,926.5 )	2.04 ( 1.98 )	61.6 ( 64.2 )	24 ( 23 )	2,963.5 ( 2,680.0 )	65.0 ( 58.0 )	2.19 ( 2.16 )	75.0 ( 78.3 )
木材・家具	456 ( 397 )	74,643.0 ( 71,221.5 )	1,460.0 ( 1,374.0 )	1.96 ( 1.93 )	57.7 ( 64.7 )	14 ( 12 )	1,311.5 ( 1,235.5 )	22.0 ( 27.0 )	1.68 ( 2.19 )	57.1 ( 66.7 )
パルプ・紙・印刷	1,767 ( 1,603 )	337,574.5 ( 327,791.0 )	5,943.5 ( 5,503.5 )	1.76 ( 1.68 )	48.2 ( 52.3 )	50 ( 43 )	6,854.5 ( 5,926.0 )	131.0 ( 101.5 )	1.91 ( 1.71 )	56.0 ( 65.1 )
化学工業	2,341 ( 2,157 )	815,892.0 ( 812,850.0 )	14,837.5 ( 14,363.5 )	1.82 ( 1.77 )	44.9 ( 49.9 )	111 ( 104 )	20,974.5 ( 23,611.5 )	362.5 ( 390.5 )	1.73 ( 1.65 )	52.3 ( 59.6 )
窯業・土石	640 ( 566 )	142,608.5 ( 124,084.5 )	2,521.0 ( 2,115.5 )	1.77 ( 1.70 )	50.8 ( 53.9 )	22 ( 18 )	3,264.0 ( 2,991.5 )	52.5 ( 51.0 )	1.61 ( 1.70 )	40.9 ( 55.6 )
鉄鋼	491 ( 461 )	140,244.5 ( 169,727.0 )	2,462.5 ( 2,960.5 )	1.76 ( 1.74 )	50.1 ( 57.5 )	37 ( 36 )	20,654.0 ( 21,005.5 )	385.5 ( 394.0 )	1.87 ( 1.88 )	43.2 ( 61.1 )
非鉄金属	468 ( 412 )	134,755.0 ( 131,602.0 )	2,453.0 ( 2,308.5 )	1.82 ( 1.75 )	48.7 ( 52.4 )	18 ( 17 )	3,767.5 ( 3,767.5 )	79.5 ( 76.0 )	2.11 ( 2.02 )	50.0 ( 64.7 )
金属製品	1,897 ( 1,646 )	299,763.0 ( 289,692.0 )	5,374.0 ( 5,111.0 )	1.79 ( 1.76 )	50.9 ( 55.3 )	95 ( 86 )	17,877.5 ( 17,618.0 )	395.5 ( 354.5 )	2.21 ( 2.01 )	66.3 ( 65.1 )
電気機械	2,275 ( 2,144 )	1,074,547.0 ( 1,095,885.0 )	20,706.0 ( 20,576.0 )	1.93 ( 1.88 )	50.4 ( 55.4 )	128 ( 115 )	31,442.5 ( 31,173.0 )	584.5 ( 570.0 )	1.86 ( 1.83 )	57.0 ( 60.9 )
その他機械	5,134 ( 4,797 )	1,883,181.5 ( 1,905,639.5 )	33,900.0 ( 33,497.5 )	1.80 ( 1.76 )	47.1 ( 53.1 )	230 ( 203 )	64,578.5 ( 65,314.0 )	1,177.0 ( 1,154.5 )	1.82 ( 1.77 )	48.3 ( 53.2 )
その他	2,483 ( 2,210 )	686,773.0 ( 660,902.5 )	12,399.0 ( 11,569.0 )	1.81 ( 1.75 )	47.7 ( 52.9 )	88 ( 83 )	28,494.5 ( 27,495.0 )	560.5 ( 497.0 )	1.97 ( 1.81 )	61.4 ( 59.0 )

注 1 (1) ①と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
製造業計	123,015.5 ( 119,118.5 )	95,012.0 ( 93,924.0 )	23,885.0 ( 21,997.0 )	4,118.5 ( 3,197.5 )	4,707.5 ( 4,536.5 )	3,541.0 ( 3,504.0 )	1,025.0 ( 916.0 )	141.5 ( 116.5 )
食料品・たばこ	17,787.0 ( 16,813.0 )	9,763.5 ( 9,416.5 )	7,428.0 ( 6,937.5 )	595.5 ( 459.0 )	892.0 ( 862.5 )	488.0 ( 486.5 )	378.0 ( 351.5 )	26.0 ( 24.5 )
繊維工業	3,172.0 ( 2,926.5 )	2,325.0 ( 2,192.5 )	741.0 ( 659.5 )	106.0 ( 74.5 )	65.0 ( 58.0 )	43.5 ( 37.5 )	19.5 ( 19.5 )	2.0 ( 1.0 )
木材・家具	1,460.0 ( 1,374.0 )	1,105.5 ( 1,088.5 )	301.0 ( 248.0 )	53.5 ( 37.5 )	22.0 ( 27.0 )	15.0 ( 20.0 )	7.0 ( 7.0 )	0.0 ( 0.0 )
パルプ・紙・印刷	5,943.5 ( 5,503.5 )	4,721.0 ( 4,488.5 )	1,004.5 ( 878.5 )	218.0 ( 136.5 )	131.0 ( 101.5 )	99.5 ( 77.5 )	29.5 ( 22.0 )	2.0 ( 2.0 )
化学工業	14,837.5 ( 14,363.5 )	11,604.5 ( 11,472.0 )	2,743.0 ( 2,538.0 )	490.0 ( 353.5 )	362.5 ( 390.5 )	295.0 ( 326.5 )	43.0 ( 41.5 )	24.5 ( 22.5 )
窯業・土石	2,521.0 ( 2,115.5 )	1,987.0 ( 1,651.0 )	471.5 ( 414.0 )	62.5 ( 50.5 )	52.5 ( 51.0 )	46.5 ( 46.0 )	4.0 ( 4.0 )	2.0 ( 1.0 )
鉄鋼	2,462.5 ( 2,960.5 )	2,165.0 ( 2,639.0 )	216.0 ( 243.0 )	81.5 ( 78.5 )	385.5 ( 394.0 )	372.5 ( 379.0 )	7.0 ( 7.0 )	6.0 ( 8.0 )
非鉄金属	2,453.0 ( 2,308.5 )	1,905.5 ( 1,803.5 )	463.0 ( 415.5 )	84.5 ( 89.5 )	79.5 ( 76.0 )	53.0 ( 52.0 )	25.5 ( 23.0 )	1.0 ( 1.0 )
金属製品	5,374.0 ( 5,111.0 )	3,822.5 ( 3,717.5 )	1,366.0 ( 1,273.0 )	185.5 ( 120.5 )	395.5 ( 354.5 )	260.0 ( 227.5 )	124.0 ( 120.0 )	11.5 ( 7.0 )
電気機械	20,706.0 ( 20,576.0 )	17,895.0 ( 17,867.0 )	2,211.5 ( 2,176.0 )	599.5 ( 533.0 )	584.5 ( 570.0 )	505.0 ( 502.5 )	68.0 ( 55.0 )	11.5 ( 12.5 )
その他機械	33,900.0 ( 33,497.5 )	28,105.5 ( 28,354.0 )	4,661.0 ( 4,223.5 )	1,133.5 ( 920.0 )	1,177.0 ( 1,154.5 )	942.0 ( 963.5 )	195.0 ( 160.0 )	40.0 ( 31.0 )
その他	12,399.0 ( 11,569.0 )	9,612.0 ( 9,234.0 )	2,278.5 ( 1,990.5 )	508.5 ( 344.5 )	560.5 ( 497.0 )	421.0 ( 385.5 )	124.5 ( 105.5 )	15.0 ( 6.0 )

注 1 (1) ②と同じ

## (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	全 国									
	法定雇用率未達成企業の数	不足数								障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	48,901 (100.0%)	30,361 (62.1%)	10,492 (21.5%)	3,769 (7.7%)	1,941 (4.0%)	1,971 (4.0%)	291 (0.6%)	67 (0.1%)	9 (0.0%)	29,147 (59.6%)
50～56人未満	3,585 (100.0%)	3,585 (100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	3,474 (96.9%)
56～100人未満	18,089 (100.0%)	18,089 (100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	17,521 (96.9%)
100～300人未満	18,912 (100.0%)	7,136 (37.7%)	8,878 (46.9%)	2,281 (12.1%)	530 (2.8%)	87 (0.5%)	-	-	-	8,081 (42.7%)
300～500人未満	3,848 (100.0%)	888 (23.1%)	912 (23.7%)	797 (20.7%)	705 (18.3%)	546 (14.2%)	-	-	-	65 (1.7%)
500～1,000人未満	2,669 (100.0%)	480 (18.0%)	492 (18.4%)	494 (18.5%)	467 (17.5%)	694 (26.0%)	42 (1.6%)	-	-	6 (0.2%)
1,000人以上	1,798 (100.0%)	183 (10.2%)	210 (11.7%)	197 (11.0%)	239 (13.3%)	644 (35.8%)	249 (13.8%)	67 (3.7%)	9 (0.5%)	0 (0.0%)

区分	兵 庫 県									
	法定雇用率未達成企業の数	不足数								障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	1,585 (100.0%)	1,076 (67.9%)	321 (20.3%)	94 (5.9%)	49 (3.1%)	38 (2.4%)	5 (0.3%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	941 (59.4%)
50～56人未満	148 (100.0%)	148 (100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	141 (95.3%)
56～100人未満	593 (100.0%)	593 (100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	579 (97.6%)
100～300人未満	587 (100.0%)	266 (45.3%)	262 (44.6%)	52 (8.9%)	7 (1.2%)	-	-	-	-	218 (37.1%)
300～500人未満	127 (100.0%)	37 (29.1%)	30 (23.6%)	25 (19.7%)	25 (19.7%)	10 (7.9%)	-	-	-	3 (2.4%)
500～1,000人未満	87 (100.0%)	23 (26.4%)	24 (27.6%)	15 (17.2%)	13 (14.9%)	12 (13.8%)	-	-	-	0 (0.0%)
1,000人以上	43 (100.0%)	9 (20.9%)	5 (11.6%)	2 (4.7%)	4 (9.3%)	16 (37.2%)	5 (11.6%)	2 (4.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

- 注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。  
 2 「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 法定雇用率2.3%が適用される独立行政法人等における詳細状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市民病院機構	1,081.0	32.0	2.96	0.0	
神戸市道路公社	59.0	1.0	1.69	0.0	
兵庫県住宅供給公社	154.5	3.0	1.94	0.0	
兵庫県土地開発公社	56.5	2.0	3.54	0.0	
神戸大学	2,998.5	70.5	2.35	0.0	
加古川市民病院機構	817.0	18.0	2.20	0.0	
明石市立市民病院	354.0	3.0	0.85	5.0	
兵庫教育大学	256.5	8.0	3.12	0.0	
神戸市外国語大学	89.0	3.0	3.37	0.0	
兵庫県立大学	607.0	19.5	3.21	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## 2 地方公共団体における在職状況

### (1) 概況

#### ① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	機関数	雇 用 状 況			達成機関の割合	機関数	雇 用 状 況			達成機関の割合
		法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	実雇用率	
	人	人	%	%	機関	人	人	%	%	
法定雇用率2.3%が適用される県・市町の機関	2,528 (2,467)	1,384,002.0 (1,376,669.5)	32,928.0 (31,612.5)	2.38 (2.30)	82.7 (86.8)	84 (82)	51,812.5 (52,384.0)	1,354.5 (1,307.0)	2.61 (2.50)	98.8 (97.6)
法定雇用率2.2%が適用される教育委員会	125 (121)	676,557.0 (673,631.0)	13,581.0 (12,677.5)	2.01 (1.88)	57.6 (70.2)	6 (6)	30,327.0 (30,364.5)	629.0 (619.0)	2.07 (2.04)	66.7 (100.0)

注 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「法定雇用率2.2%が適用される教育委員会」とは、都道府県教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

4 ( )内は平成24年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### ② 障害種別在職状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
	人	人	人	人	人	人	人	人
法定雇用率2.3%が適用される県・市町の機関	32,928.0 (31,612.5)	31,263.5 (30,296.0)	710.5 (561.5)	954.0 (755.0)	1,354.5 (1,307.0)	1,294.5 (1,274.0)	32.5 (15.0)	27.5 (18.0)
法定雇用率2.2%が適用される教育委員会	13,581.0 (12,677.5)	12,873.5 (12,184.0)	345.0 (254.0)	362.5 (239.5)	629.0 (619.0)	622.0 (613.0)	2.0 (0.0)	5.0 (6.0)

注 1 「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

2 「法定雇用率2.2%が適用される教育委員会」とは、都道府県教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

3 ( )内は平成24年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 法定雇用率2.3%が適用される県・市町の機関における詳細状況

① 兵庫県知事部局の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県知事部局	6,702.5	176.0	2.63	0.0	特例認定あり 注4

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

② 兵庫県機関(企業局、警察等)の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県企業庁	183.5	8.0	4.36	0.0	
兵庫県病院局	2,176.0	53.0	2.44	0.0	
兵庫県警察本部	979.0	22.0	2.25	0.0	

注 2(2)①と同じ

③ 市の機関の状況

市	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	7,970.0	218.0	2.74	0.0	
姫路	2,346.5	55.5	2.37	0.0	
尼崎	2,664.0	63.0	2.36	0.0	
明石	1,825.0	43.0	2.36	0.0	特例認定あり 注4
西宮	2,866.0	66.0	2.30	0.0	
洲本	375.0	10.0	2.67	0.0	
芦屋	653.0	16.0	2.45	0.0	
伊丹	1,749.5	60.0	3.43	0.0	特例認定あり 注4
相生	257.5	11.0	4.27	0.0	
豊岡	659.0	17.0	2.58	0.0	
加古川	1,057.0	27.0	2.55	0.0	
赤穂	267.0	8.0	3.00	0.0	
西脇	481.5	13.0	2.70	0.0	
宝塚	1,414.0	35.0	2.48	0.0	特例認定あり 注4

市	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
三木	572.0	14.0	2.45	0.0	
高砂	510.0	12.0	2.35	0.0	
川西	699.5	20.0	2.86	0.0	
小野	424.0	11.0	2.59	0.0	
三田	983.0	28.0	2.85	0.0	特例認定あり 注4
加西	261.0	6.0	2.30	0.0	
篠山	351.0	8.0	2.28	0.0	特例認定あり 注4
養父	295.0	7.0	2.37	0.0	
丹波	812.5	21.0	2.58	0.0	特例認定あり 注4
南あわじ	627.0	17.0	2.71	0.0	特例認定あり 注4
朝来	332.0	8.5	2.56	0.0	
淡路	475.5	11.0	2.31	0.0	特例認定あり 注4
宍粟	493.0	12.0	2.43	0.0	
加東	406.0	10.0	2.46	0.0	
たつの	531.0	13.0	2.45	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

#### ④ 町の機関の状況

町	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
猪名川	164.0	5.0	3.05	0.0	
多可	197.0	4.0	2.03	0.0	
稲美	198.0	7.0	3.54	0.0	特例認定あり 注4
播磨	287.5	10.0	3.48	0.0	特例認定あり 注4
市川	102.0	2.0	1.96	0.0	
福崎	158.0	4.0	2.53	0.0	
神河	398.5	9.0	2.26	0.0	
太子	154.5	4.0	2.59	0.0	
上郡	123.0	3.0	2.44	0.0	
佐用	352.5	9.0	2.55	0.0	
香美	235.0	6.0	2.55	0.0	
新温泉	232.0	5.5	2.37	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。



⑤ 教育委員会の状況

教育委員会	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
洲本	70.0	2.0	2.86	0.0	
相生	83.0	1.0	1.20	0.0	
豊岡	424.5	11.0	2.59	0.0	
加古川	207.0	5.0	2.42	0.0	
赤穂	115.0	3.5	3.04	0.0	
西脇	82.0	2.0	2.44	0.0	
宝塚	427.0	10.0	2.34	0.0	
三木	135.0	5.0	3.70	0.0	
高砂	80.0	2.0	2.50	0.0	
川西	142.0	4.0	2.82	0.0	
小野	86.5	2.0	2.31	0.0	
加西	147.5	3.0	2.03	0.0	
養父	145.0	3.0	2.07	0.0	
朝来	144.0	3.0	2.08	0.0	
宍粟	60.0	2.0	3.33	0.0	
加東	62.0	1.0	1.61	0.0	
たつの	96.0	2.0	2.08	0.0	
猪名川	48.0	1.0	2.08	0.0	
多可	136.0	4.0	2.94	0.0	
福崎	55.0	1.0	1.82	0.0	
太子	80.0	2.0	2.50	0.0	
香美	45.0	1.0	2.22	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

⑥ 市町水道事業の状況

水道事業	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	866.0	31.0	3.58	0.0	
姫路	84.5	2.0	2.37	0.0	
尼崎	164.0	8.0	4.88	0.0	
明石	99.0	8.0	8.08	0.0	
西宮	232.0	6.5	2.80	0.0	
加古川	54.0	2.0	3.70	0.0	
宝塚	133.0	3.0	2.26	0.0	
川西	82.0	3.0	3.66	0.0	
阪神水道	242.5	5.0	2.06	0.0	

注 2(2)①と同じ

⑦ 市町病院事業の状況

病院事業	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
赤穂	203.5	5.0	2.46	0.0	
高砂	152.0	4.0	2.63	0.0	
川西	117.0	2.0	1.71	0.0	
加西	153.0	4.0	2.61	0.0	
豊岡病院組合	482.0	10.0	2.07	1.0	注4
八鹿病院組合	308.0	8.0	2.60	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 豊岡病院組合においては、10月1日現在において、障害者数11.0人、実雇用率2.29%、不足数0.0人となっている。

⑧ 市町交通機関の状況

交通機関	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市	509.0	13.0	2.55	0.0	
尼崎市	60.0	1.0	1.67	0.0	

注 2(2)①と同じ

(3)法定雇用率2.2%が適用される教育委員会における詳細状況

① 兵庫県教育委員会の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県教育委員会	22,242.5	455.0	2.05	34.0	

注 2 (2) ①と同じ。

②市教育委員会の状況

教育委員会	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市	5,558.0	114.0	2.05	8.0	注4
姫路市	651.0	16.0	2.46	0.0	
尼崎市	794.5	18.0	2.27	0.0	
西宮市	918.0	22.0	2.40	0.0	
芦屋市	163.0	4.0	2.45	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 神戸市教育委員会においては、9月30日現在において、特例認定を受け不足数0.0人となっている。  
(「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。)

## 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.76	0.07	42.7	△4.1	36,413	85,314
北海道	1.85	0.07	45.6	△4.5	1,425	3,124
青森	1.78	0.08	46.3	△1.2	385	831
岩手	1.87	0.08	49.6	△2.6	447	902
宮城	1.71	0.08	43.0	△3.4	576	1,339
秋田	1.67	0.11	51.1	△0.2	339	664
山形	1.79	0.15	50.3	△2.1	421	837
福島	1.69	0.05	46.6	△1.8	565	1,213
茨城	1.66	0.07	47.4	△4.0	641	1,351
栃木	1.68	0.09	46.2	△3.3	485	1,049
群馬	1.73	0.14	48.1	0.3	609	1,267
埼玉	1.71	0.09	39.9	△4.0	1,077	2,702
千葉	1.71	0.08	44.3	△4.6	898	2,026
東京	1.72	0.06	28.4	△5.3	5,008	17,626
神奈川	1.68	0.05	40.0	△5.1	1,631	4,077
新潟	1.65	0.06	44.7	△2.9	734	1,643
富山	1.80	0.09	54.3	△3.0	509	937
石川	1.69	0.12	48.4	△4.2	441	912
福井	2.27	0.00	51.3	△4.3	326	636
山梨	1.70	0.01	46.3	△6.4	238	514
長野	1.88	0.05	53.5	△7.4	787	1,472
岐阜	1.74	0.04	49.0	△3.9	648	1,322
静岡	1.72	0.07	46.0	△2.9	1,187	2,580
愛知	1.68	0.07	40.6	△3.2	2,171	5,350
三重	1.60	0.03	46.4	△3.8	459	989
滋賀	1.81	0.03	51.8	△2.9	381	735
京都	1.93	0.13	46.9	△2.8	745	1,588
大阪	1.76	0.07	40.7	△4.2	2,822	6,942
兵庫	1.84	0.05	47.4	△6.6	1,426	3,011
奈良	2.22	0.07	55.8	△3.5	277	496
和歌山	2.03	0.14	57.2	△3.4	309	540
鳥取	1.77	△0.03	53.6	△3.0	211	394
島根	1.89	0.01	57.2	△5.1	297	519
岡山	1.93	0.11	47.9	△1.9	623	1,301
広島	1.84	0.06	44.2	△4.3	887	2,007
山口	2.33	0.05	49.6	△6.8	426	859
徳島	1.78	0.10	53.3	△4.5	215	403
香川	1.86	0.11	59.2	△0.8	449	759
愛媛	1.73	0.02	43.9	△6.9	390	839
高知	1.94	△0.04	54.4	△2.0	264	485
福岡	1.76	0.07	45.6	△4.3	1,459	3,202
佐賀	2.17	0.04	63.6	△5.8	335	527
長崎	2.10	0.02	53.9	△3.1	491	911
熊本	2.08	0.11	51.5	△2.9	573	1,112
大分	2.15	0.05	55.0	△3.7	388	705
宮崎	2.04	0.08	59.3	△5.9	415	700
鹿児島	2.02	0.10	56.2	△3.5	591	1,051
沖縄	2.12	0.17	53.0	△4.7	432	815

## 障害者雇用状況等の推移（民間企業）

《兵庫労働局》

区分	調査対象 企業数	常用労働者数 (除外労働者を除く)	雇用障 害者数	雇用率		雇用率達成企業の割合		達成 企業数	未達成 企業数
				県	国	県	国		
平成									
元年6月1日	1,639	440,685	6,275	1.42	1.32	55.6	51.6		
2年6月1日	1,661	440,284	6,386	1.45	1.32	56.8	52.2		
3年6月1日	1,761	461,478	6,825	1.48	1.32	57.2	51.8		
4年6月1日	1,849	477,681	7,267	1.52	1.36	56.6	51.9		
5年6月1日	1,866	491,378	7,738	1.57	1.41	56.4	51.4		
6年6月1日	1,866	491,499	7,742	1.58	1.44	56.5	50.4		
7年6月1日	1,722	463,308	7,428	1.60	1.45	57.4	50.6		
8年6月1日	1,737	466,976	7,496	1.61	1.47	56.6	50.5		
9年6月1日	1,748	467,504	7,612	1.63	1.47	57.7	50.2		
10年6月1日	1,786	472,917	7,713	1.63	1.48	57.7	50.1		
11年6月1日	1,920	469,281	7,826	1.67	1.49	52.8	44.7		
12年6月1日	1,926	455,859	7,720	1.69	1.49	52.5	44.3		
13年6月1日	1,942	451,808	7,698	1.70	1.49	52.3	43.7		
14年6月1日	1,968	456,858	7,740	1.69	1.47	52.0	42.5		
15年6月1日	1,991	454,657	7,708	1.70	1.48	52.4	42.5		
16年6月1日	2,061	482,549	7,994	1.66	1.46	51.8	41.7	1,068	993
17年6月1日	2,186	502,840	8,424	1.68	1.49	53.0	42.1	1,158	1,028
18年6月1日	2,273	524,356	8,904.5	1.70	1.52	55.1	43.4	1,253	1,020
19年6月1日	2,398	544,839	9,560.5	1.75	1.55	55.8	43.8	1,339	1,059
20年6月1日	2,510	563,942	9,925.0	1.76	1.59	54.9	44.9	1,377	1,133
21年6月1日	2,502	567,536	9,997.0	1.76	1.63	54.4	45.5	1,361	1,141
22年6月1日	2,491	571,034	10,316.0	1.81	1.68	56.6	47.0	1,409	1,082
23年6月1日	2,681	637,596.5	10,938.5	1.72	1.65	52.3	45.3	1,402	1,279
24年6月1日	2,698	638,360.0	11,397.5	1.79	1.69	54.0	46.8	1,456	1,242
25年6月1日	3,011	657,702.0	12,072.5	1.84	1.76	47.4	42.7	1,426	1,585

- (注) 1. 昭和63年6月1日調査から雇用障害者の中に知的障害者を含んでおり、平成5年6月1日調査から重度知的障害者をダブルカウントしており、重度障害者である短時間労働者が含まれている。
2. 平成18年6月1日調査から雇用障害者の中に精神障害者を含んでいる。
3. 平成23年6月1日調査から雇用障害者の中に重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者を含んでいる。
4. 平成25年4月1日より法定雇用率改定(1.8%→2.0%)。

# 障害者雇用率の見直し

障害者雇用率は、少なくとも5年ごとに、労働者と失業者の総数に対する身体又は知的障害者である労働者と失業者の総数の割合の推移を勘案して、政令で定めることとなっている。

平成24年は、前回(19年)の見直しから5年が経過していることから、必要な調査を行った結果、政令を改正し、平成25年4月1日から障害者雇用率を引き上げることになった。

\* 平成24年6月 政令改正・公布

## ○ 引き上げ後の雇用率(平成25年4月1日施行)

事業主区分	雇用率	
	平成10年7月1日～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日以降
民間企業(※)	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

※ 今回の雇用率の見直しに伴い、障害者を1人以上雇用しなければならない民間企業の範囲が、従業員56人以上から50人以上となった。